

飲酒運転は絶対にダメ!

「酒が強いから大丈夫」「少し寝たから大丈夫」と思っていますか。いくら酒に強くても、アルコールは判断力や注意力を低下させます。

また、酒に強いからといって、アルコールを分解する時間が早いわけではありません。翌朝、運転をする人は、深酒に注意しないと飲酒運転になる可能性があります。

また、自転車は道路交通法では軽車両に属するので、飲酒後の運転は法律で禁止されています。

家庭、地域、職場から飲酒運転をなくしましょう。

- 【飲酒運転追放「三ない運動」】
- 運転する時は酒を飲まない
 - 酒を飲んだら運転しない
 - 運転する人には酒を飲ませない



養父警察署
大内交通課長

交通安全意識を

高めましょう

最近、養父市内で発生している交通事故の特徴として、対向車線のはみ出しによる正面衝突事故、信号待ちなどの

停車車両への追突事故が多発しています。運転中は、わき見、携帯電話の使用など絶対にならないように注意してください。

また、同乗者（後部座席を含む）へのシートベルトやチャイルドシートを正しく着用して、被害軽減に努めましょう。

近所へのちよつとした外出時でも、しっかり交通安全について意識して、交通ルールを守り事故に遭わないように注意しましょう。

9月に「道路交通法の一部を改正する法律」が施行されます

◎悪質・危険運転者対策の強化

- 酒酔い運転 = 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 = 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 車両提供（運転手が酒酔いの場合） = 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 車両提供（運転手が酒気帯びの場合） = 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 酒類提供（運転手が酒酔いの場合） = 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 酒類提供（運転手が酒気帯びの場合） = 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 同乗（運転手が酒酔いの場合） = 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 同乗（運転手が酒気帯びの場合） = 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 飲酒検知拒否 = 3カ月以下の懲役または50万円以下の罰金
- ひき逃げ = 10年以下の懲役または100万円以下の罰金

※車両提供・酒類提供・同乗とは、酒気を帯びて運転をするおそれがある者に対する行為のことで。

夜間は反射材を着用しましょう

～夕暮れ時・夜間の交通事故が多発!～

歩行者の皆さん、自動車のドライバーは必ずしもあなたに気づいているとは限りません。止まってくれるだろうという思い込みは危険です。安全確認をしっかりし、特に、夕暮れ時から夜間にかけて出歩く際は、反射タスキなどの反射材を着用し、明るい色の服装を心がけましょう。

また、隣近所や家族でふだんから交通安全に関心を持って話し合ったり、お互いに「危ないよ!」「ダメですよ!」「気をつけて!」と一声かけるなど、交通事故の犠牲とならないように地域ぐるみで見守り運動に取り組みしましょう。



養父交通安全協会婦人部長
圓山美津子さん



くつ用反射材